# 入笠ボランティア協会規約

# 第一章 団体の目的、名称、組織の構成、及び事務所

- 第1条 私達は入笠山と入笠湿原の自然を愛し、この自然の保護と育成に努め、後世に残すことを 目的として活動するために団体を結成します。
- 第2条 団体の名称を入笠ボランティア協会と称します(以下、本会と記します)。
- 第3条 本会は、本会の目的に賛同して奉仕作業を行う人と、作業に参加出来ないが本会の趣旨に 賛同して支援や援助を行う人及び団体の集まりで組織します。
- 第4条 本会の事務所を、山彦荘(諏訪郡富士見町入笠山 11404番地)内に置きます。

# 第二章 本会の活動

- 第5条 本会は、入笠山と入笠湿原の自然と保護の育成の為に、長野県報第1547号長野県告示 第264号に記載(県自然環境保全地域指定)の保全計画を遵守して作業を行います。
  - (1) 入笠山と入笠湿原の清掃作業を行います。
  - (2) 入笠湿原の生態保護と育成に必要な活動を行います。
  - (3) 本会の活動を普及し、会員相互の理解を高め、会員外からの協力を得る為の広報活動を行います。
  - (4) 本会の活動資金として、毎年度会員登録を更新した会員に規定の会費を負担して頂きます。
  - (5) 本会の活動を行うための寄付を募ります。

### 第三章 会員の資格

- 第6条 本会の趣旨に賛同して毎年度会員登録を更新して会費を納め、奉仕作業に参加する人を 正会員とします。
- 第7条 本会の趣旨に賛同して支援・援助を行う人や団体を賛助会員とします。
- 第8条 本会の活動を中傷し、品位を傷つけ、あるいは、故意に損害を与えた会員を、役員会で協 議の上で会員から除外します。

## 第四章 本会の組織運営

- 第9条 会員の推薦により、役員会にて出席者の過半数の同意を得て、役員を選任します。役員の 任期は2年とし、再任を可とします。
  - (1) 会長:1名
  - (2) 副会長:1~3名
  - (3) 事務局長:1名
  - (4) 世話人:人数は、役員会で決めます

- 第10条 会長、副会長、事務局長を三役と呼びます。
- 第11条 会の運営に必要な業務を行うために事務局を設置します。事務局長は、会長の承認を得て世話役の中から事務局員を選任し、業務を分担して行います。
- 第12条 本会運営に有用な人、または多大な功績のあった人を顧問として迎え、役員会に参加していただきます。

# 第五章 会議

- 第13条 本会の活動方針は、会議で討議して決定します。
  - (1) 総会

年度最後の集団作業終了後に、会員が参加する総会を開き、当該年度の活動総括を行い、 次年度以降の活動方針などを討議します。

- a) 当該年度の活動報告と、会計収支の経過報告
- b) 次年度の活動計画と会計予算案の検討
- c) 次年度の役員の推薦
- d) 上記以外の重要事項の討議
- (2) 役員会

三役、世話人及び顧問で、総会で討議された活動方針などを検討して決定し、その他の協議を行います。

(3) 三役会

会長が必要に応じて招集します。

### 第六章 会計

- 第15条 本会の活動の為に必要な経費は、会費、寄付金および助成金等を収入源として賄います。
- 第16条 会計業務は、事務局長が管理して、適宜に会長又は役員会に報告します。
- 第17条 前項の会計年度に係る決算終了後、会計監査を経て、役員会に決算報告をします。
- 第 18 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わるものとします。

### 附則

- 1. 本規約に定め無き事項は総会で討議し、役員会で決定します。
- 2. 本規約は2003年7月1日より施行します。
- 3. 本規約は2005年11月1日より施行します。前規約は改定します。
- 4. 本規約は2018年1月1日より施行します。前規約は改定します。